

公法判例研究

九州公法判例研究会

大城, 渡
九州大学大学院法学研究科博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/2267>

出版情報：法政研究. 68 (3), pp.171-181, 2001-12-27. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

公法判例研究

九州公法判例研究会

前橋・刑事確定訴訟記録閲覧請求不許可処分取消申立事件

—フリー・ジャーナリストによる取材が刑事確定訴訟記

録法四条二項但書きの「正当な理由」に当たらないとされ
た事例（いわゆる「群馬県警事件」）—

—刑事確定訴訟記録の一般公開と裁判の公開・報道の自
由—

前橋地裁平成九年七月八日刑事部決定、平成九年（む）
三〇三四号、刑事確定訴訟記録閲覧不許可処分に対する
準抗告申立事件、一部認容・特別抗告、判例タイムズ九
六九号二八一頁

大城 渡

【事実の概要】

フリー・ジャーナリストである申立人は、平成八年九月

二日に、閲覧目的を「報道目的、原稿執筆のため」として、
現職警部補の職務犯罪に関する刑事被告人の確定訴訟記
録の閲覧を、当該訴訟記録の保管検察官である前橋地方検
察庁検察官に対して請求したところ、保管検察官は、同月
一三日、刑事確定訴訟記録法（以下「記録法」という）四
条二項三号ないし五号に当たることを理由として、裁判書
以外の記録及び裁判書の身上、経歴、前科に関する部分の
閲覧を不許可とする処分をしたことから、申立人が準抗告
を申し立てたものである。

【判旨】

①刑事確定訴訟記録の一般公開は、「憲法八二条の裁判
公開の原則を拡充して、裁判の公正を担保するために立法
化されたもの」である。また、記録法四条は、刑事訴訟法
（以下「刑訴法」という）五三条が規定する刑事被告人
の確定訴訟記録の一般公開制度の実施手続を定めた法律で
あり、刑事確定訴訟記録の一般公開とその公開による弊害
を防止すべく関係者との利益の調整を図ったものである。
従って、閲覧請求に際して、「保管検察官は、閲覧の目
的・必要性等閲覧希望者側の事情と閲覧による弊害の有
無・程度等を比較衡量して閲覧の許否を決すべき」もので

ある。

② 「刑事確定訴訟記録法は、裁判の公正を担保するために、刑事確定訴訟記録を一般公開したのであって、自由閲覧を認めて取材のための材料を提供しようとするものではないことからすれば、報道の自由とて、関係人の名誉又は生活の平穩を著しく害するおそれがあると認められるときは、取材のための閲覧を制限されてもやむを得ないところである。」

従って、「記録法四条二項但書きにいう『閲覧につき正当な理由があると認められる者』とは、同項各号の閲覧制限事由があることを認めつつ、なお閲覧を認めようとする法意に鑑みれば、例えば民事上の権利の行使・義務の履行、行政訴訟提起や禁治産宣告等申立て、弁護士等の懲戒処分、破産管財人等の職務、学術研究等から刑事確定訴訟記録を閲覧することが必要な場合であつて、ジャーナリストが週刊紙等に公表する取材のために訴訟記録を閲覧する場合まで含むものと解することはできない。」

【評 釈】 判旨に疑問、さらなる検討を要する。

(I) 刑事確定訴訟記録の一般公開に係る憲法上の根拠 (意義)

刑訴法五三条一項は、「何人も、被告事件の終結後、訴訟記録を閲覧することができる」と定め、確定訴訟記録の公開原則を規定している。そして、その第四項に基づき、訴訟記録の保管及び閲覧に関する法律が予定されていたが、長らく制定されず、昭和六二年にようやく「記録法（昭和六二年法律第六四号）」として制定されるに至った。⁽¹⁾

① 刑事確定訴訟記録の一般公開の憲法上の根拠については、最高裁において、平成二年二月一六日、憲法二一条、八一条の規定が「刑事確定訴訟記録の閲覧を権利として要求できることまでを認めたものではない」として既に判示されている。⁽²⁾ 本件判決もこの判旨に沿って、刑訴法五三条が規定して記録法四条がその実施手続を定める「刑事確定訴訟記録の一般公開は、憲法八二条の裁判公開の原則を拡充して、裁判の公正を担保するために立法化されたものであ」として、当該一般公開の規定が何らかの憲法上の権利を直接に具体化するものではなく、あくまでも立法政策的に捉えられたものに過ぎないとしている。

② 本件判決の評釈に際して、判例のように刑事確定訴訟

記録の一般公開があくまで立法政策的に把握される限り、その制限事由の規定については立法裁量が、また、個々の具体的な閲覧請求に際しての当該制限事由の有無の判断については検察官の裁量の余地が、広く認められる方向にならざるを得ない。従って、その憲法上の根拠づけを適確に把握しておくことが、本件のような事案を検討する上で不可欠の前提作業となる。⁽³⁾

この点に関する憲法学説の状況は概ね次のとおりである。
 a 従来の支配的学説は、憲法八二条の「公開原則の趣旨から、裁判書の全部が何らかの形で公開されなければならぬ」が、裁判書以外の「訴訟に関する記録については：その公開まで要求する趣旨ではな」くて、「どの程度まで公開するかは、立法政策上の問題である」としていた。⁽⁴⁾

b しかし、この見解に対しては、訴訟記録の公開までは含まないとする「公開」では公開の本来の意義を半減させ、公開原則の趣旨にも反するとする学説があり、この説では、「裁判の公開」に訴訟記録の一般公開の保障は当然に含まれるものとされる。⁽⁵⁾

c 現在では、「裁判の公開」を定めた憲法八二条と「知る権利」が導かれる二二条との関連において、訴訟記録の公開及び閲覧を国民の権利として積極的に捉えようとする

考え方も有力となっている。すなわち、訴訟記録の公開及び閲覧を定めた刑訴法五三条一項が「八二条一項の趣旨をうけて、二二条に保障する（狭義の）『知る権利』を訴訟記録面に及ぼして具体化したものと解される」とするものである。⁽⁶⁾

③ 刑事確定訴訟記録の一般公開制度については、戦後、デュー・プロセス（適正手続）の観点から行われた、従来の刑事手続の見直し作業の中で、GHQの意向によって、新刑訴法五三条一項として全く新しく設けられたという歴史的事実を受けて、憲法三一条（適正手続）の観点からもその憲法上の根拠づけの可能性を（試論の域を出ないが）探ってみることにしたい。

憲法三一条は、人身の自由についての基本原則、適正手続に関する一般規定として概ね理解されており、通説は、科刑手続及び実体要件の双方につき法定されるばかりではなく、その内容もともに適正なものでなければならぬものとして同条を理解する。⁽⁸⁾ 具体的には、如何なる行為が犯罪であるか及びその犯罪に如何なる刑罰が加えられるかは予め行為前の成文の法律によって定められなければならない、とする罪刑法定主義も本条から導かれるものとされている。そして、このような犯罪行為の実体面ばかりでなく

て、ある者の行為が如何にして犯罪として認定されるのか（事実認定手続）、及び犯罪を犯したと認定された者に対して科せられる刑罰が如何にして決定されるのか（量刑手続）という具体的な訴訟（科刑）手続面についても予め手続法として適正に定められる必要があることも、三一条の当然に要請するところであると思われる。

国民は誰でも、身覚えのない犯罪に関する被告人として、国家機関により誤って訴追され裁判される危険性が十分にある。しかも我が国においては、このような危険性は単なる杞憂ではなく、過去の強権捜査、秘密裁判等による深刻な人権侵害の経験を通じ、常に歴史的反省を、刑事手続に関する憲法規定の解釈にあたつて迫るものとなっている。従つて、こうした危険を生ぜしめぬよう、諸外国憲法に類例をみないとも評される詳細な憲法規定（三三条以下）によつて公権力を拘束するばかりではなく、「三一条は、一三条（「人格的自律権」との関係では、刑事に関する特別法（刑事上の「人格的自律権」としての性格をもつもの⁹⁾）である」と理解すれば、そのような危険から国民自身が主体的に免れるような予防的な制度や権利を、憲法解釈を通じて十分に保障していくこと（刑事手続に対する国民の主体性の確保）も、三一条がもたらす意味として重要になつて

くるのではないか。例えば、前述の訴訟手続については適正に法定されているというだけでは足りず、実際に当該手続が誤りなく適正に運用されていることが国民に広く明らかに（知ら）されていることも、国民に保障される「適正手続」のもつ一内容として本条の含意するところと思われる。その実現のための歴史的・典型的な手段が「裁判の公開（八二条）」として捉えられる。そして、「刑事手続に対する国民の主体性」をさらに促せば、個々の国民が自ら、刑事裁判制度につき、その運用等が誤りなく適正に運用されているか（裁判の公正）について知りたい（判断したい）と積極的に考えるときに、関係国家機関に刑事情報の公開を請求する権利、すなわち、刑事手続に関する「知る権利」も同様に保障されるものと解される。これは、二一条に基づく国政全般に関する「知る権利」が一般法的なものであることとの対比で、刑事手続に固有な事情（すなわち「刑罰が一般的にいつて最も強力な法的制裁であることだけでなく、刑事手続においては身柄の拘束を伴うことがあり、その他さまざまな人権制約的な手段が用いられていること」¹⁰⁾、人身の自由がなければ他の自由権が存在し得ないことや過去の我が国の歴史等を鑑みると、国民の主体性の確保が（国政において）最も強く図られるべきであると

いう事情)に徴して三一条に基づき保障される特別法的な「知る権利」として構成、理解されることとなる。そして、これは、国民の主体性確保のための最も慎重かつ適正な手続であると考えられるべき、いわゆる「憲法的刑事手続」⁽¹¹⁾の要請の一内容としても位置づけられることになる。

④以上のことから考察すると、刑事確定訴訟記録の一般公開は、憲法にその直接の根拠を何ら持たない立法政策などではなく、「刑事手続に対する国民の主体性の確保」には不可欠な制度として、憲法上の具体的根拠に基づいて導かれるべきものとして理解されなければならない。

すなわち、前述の憲法三一条に基づく要請を具体化した「裁判の公開(八二条)」が、単に裁判の公正さの外観を確保するための「手段」ではなくて、公開に基づく「効果(実際に訴訟手続が誤りなく適正に運用されていることが国民に広く明らかに(知ら)されている状態)」を憲法上基本的に保障するものとして理解されるとき、従来の裁判の公開方法(裁判の傍聴)では「効果」として不十分と評価されれば、刑事確定訴訟記録の一般公開は、裁判の公開の「効果」を補完するものとして憲法上(八二条によって)保障されていると考えることは十分に可能ではある⁽¹²⁾。しかし、この立場では、裁判の公開の「効果」に対する評

価につき、立法機関等になお何らかの裁量の余地を認めざるをえず、しかも、刑事確定訴訟記録の一般公開にあくまで補完的な位置づけしか与えられない点で、八二条の条文上の位置を併せ考慮しても、国民の憲法上の権利という性格を積極的には付与しにくいのではないかと考える。

むしろ、「刑事手続に対する国民の主体性」をさらに促したものにしている三一条に基づく他方の意味(個々の国民が自ら、刑事裁判制度について、その運用等が誤りなく適正に運用されているかを積極的に知りたい(判断したい)と考えるときに、いわゆる刑事手続に関する「知る権利」が保障される)によって、刑事確定訴訟記録の一般公開につき、刑事手続に関する国民の「知る権利」の具体化という、より積極的な性格を付与することができよう⁽¹³⁾。このような三一条を軸とした構造的把握により、(1)刑事確定訴訟記録の一般公開の規定が何故設けられなければならないか、(2)刑事確定訴訟記録の一般公開と憲法二一条、八二条及び三一条との相互関係、(3)行政情報等の公開と比較した場合に、刑事確定訴訟記録の公開が、「国民全体にとつての『適正手続』」⁽¹⁴⁾の観点に基づく特別な意義(刑事手続に対する国民の主体性の確保)をも含まれていること等が適切に理解されうるように思われる。

⑤結論として、刑事確定訴訟記録の一般公開の憲法上の根拠は、解釈上可能な限り、(八二条や二二条の趣旨を適正手続的な意味合いで「特別法」的に含意する) 三一条(特に二二条(「知る権利」)的な側面に即した意味の理解)に求めたい。

(II) 刑事確定訴訟記録の閲覧制限事由の検討

刑事法及び記録法は、刑事確定訴訟記録(記録法上は「保管記録」とされている)の一般公開原則を定めながらも、次のような閲覧制限事由を規定する。

- (イ) 訴訟記録の保存又は裁判所・検察庁の事務に支障のある場合(刑事法五三条一項但書き)。
- (ロ) 訴訟記録が弁論の公開を禁止した事件のものである場合(訴訟法五三条二項、記録法四条二項一号)。
- (ハ) 訴訟記録に係る被告事件の終結後三年を経過した場合で、終局裁判の裁判書以外のもの(記録法四条二項二号)。
- (ニ) 訴訟記録を閲覧させることが公の秩序又は善良の風俗を害することとなるおそれがあると認められる場合(記録法四条二項三号)。
- (ホ) 訴訟記録を閲覧させることが犯人の改善及び更生を

著しく妨げることとなるおそれがあると認められる場合(記録法四条二項四号)。

(ヘ) 訴訟記録を閲覧させることが関係人の名誉又は生活の平穩を著しく害することになるおそれがあると認められる場合(記録法四条二項五号)。

①刑事確定訴訟記録の一般公開が憲法にその根拠を持つことが確認されると、刑事法及び記録法が具体的に規定する閲覧制限事由が適切なものかどうか当然に問題となる。すなわち、実際の裁判が既に公開で行われた場合、その訴訟記録につき非公開とすることは、訴訟記録の公開によって果たされうる憲法上の意義(「刑事手続に対する国民の主体性確保」(三二条)、裁判の公正の確保の実効化(八二条)等)を損なうものとなるために、法が定める閲覧制限事由の具体的な内容が憲法上の観点から厳格に検討されなければならぬ。しかし、この点については、一見して包括的かつ抽象的な内容と概ね批判されている。

②このような問題を法の解釈を通じて緩和するために、例えば、閲覧制限事由をa訴訟関係人の名誉・プライバシーや被告人の更生に関わる制限事由(前記ホ・ヘ)と、bその他の政府利益に関わる制限事由(前記イ・ニ)とを区別して、aに該当する情報については手厚く保護し、b

に該当するものについてはより厳格な解釈がなされるべきであると解説するものがある。¹⁵ 確かに、このような法解釈によつて、少なくとももりに基づく閲覧制限を厳格にすることができるとは評価できる。が、刑事事件に関する訴訟記録には、恐らく被告人等の訴訟関係人のプライバシーに関わるものが少なくない以上、a に基づく閲覧制限によつて訴訟記録の多くが徒に非公開となり、訴訟記録の公開に係る憲法上の意義がなお相当に損なわれる虞がある。

従つて、訴訟記録の公開に係る憲法上の意義と、訴訟関係人のプライバシー保護に係る憲法上の意義とを法解釈を通じて如何に調整するのかがという、憲法上の困難な課題がなお依然として残されることになる。

③ 多かれ少なかれ個人情報を含まざるを得ない訴訟記録とはいえ、そもそも記録法のプライバシー保護に係る規定に抵触することが当然となるような従前の訴訟記録の作成方法には果たして実際に問題はなかつたのであろうか。少なくとも記録法制定後には、国民に対する訴訟記録の一般公開に配慮して、例えば個人名の表記を予め最小限度にとどめるなど、せめて部分公開を可能にするような、訴訟関係人のプライバシー保護をも考慮した訴訟記録の作成方法の改善を検討する余地はなかつたのであろうか。¹⁶ やみくも

に「プライバシー保護」を根拠にして閲覧請求の多くを檢察官が不許可にする場合、それは同時に、司法関係者に対し、（訴訟関係人のプライバシーに関する文書を多く求めようとすると）裁判・捜査のあり方や訴訟記録の作成方法につき必然的に見直しを迫るものではないのか。包括的かつ抽象的に定められた閲覧制限事由の規定が、司法関係者によつて本来なされるべき当該見直しを隠蔽するものであつたとすれば、そもそも訴訟記録が最終的には国民が管理し、国民に帰属されるべき性質の文書であることを、司法関係者は改めて思い起こす必要がある。

④ 本件では、裁判所は、閲覧制限事由（前記ニ・ホ・ヘ）の該当性判断を形式的には行わず、閲覧請求対象となつた訴訟記録に含まれている個人情報とその対象者、及び当該記録が求められる客観的状況等を併せ考慮することにより、当該記録が、閲覧制限に付される程の、保護に値する「プライバシー」に該当するものかどうかを実質的に判断する方法を採っている。檢察官による閲覧実務の現状に鑑みると、さしあたり、このような判断方法は概ね評価できるものと考えられる。¹⁷

(Ⅲ) 刑事確定訴訟記録の一般公開と報道の自由—記録法

四条二項但書き(閲覧制限の例外)にいう「閲覧につき正当な理由があると認められる者」の解釈—

刑事確定訴訟記録の一般公開を制限する場合でも、「訴訟関係人又は閲覧につき正当な理由があつて特に訴訟記録の保管者の許可を受けた者」には閲覧が認められる(刑訴法五三条二項)。但し、憲法八二条二項但書きに掲げる事件(政治犯罪・出版犯罪又は基本的人権に関する事件)については閲覧制限は認められない(刑訴法五三条三項)。

①訴訟記録閲覧請求に対する検察官の不許可処分が争われた事件として、本件のようにジャーナリスト等が取材等を目的として閲覧請求した事例が典型的である。⁽¹⁸⁾その中で、国民の「知る権利」に寄与する、憲法上の「報道の自由」(憲法二一条)に依拠して、閲覧制限事由の例外を求める「正当な理由」がこれまでジャーナリスト等の側から積極的に主張されてきた。しかし、このような主張に対して、従来の判例・実務の対応は概ね厳しい。

②本件においても、フリー・ジャーナリストである申立人は、記録法四条二項但書きの「正当な理由」がある者に該当しないとされたが、その理由づけとしては、閲覧制限の例外を認める「正当な理由」の中に「ジャーナリストが

週刊誌等に公表する取材のために訴訟記録を閲覧する場合まで含むものと解することができ」ないとするものだった。③しかし、記録法が包括的かつ抽象的な閲覧制限事由を規定していることに鑑みて、閲覧制限の例外としての「閲覧につき正当な理由があると認められる者」の中に、「憲法二一条の権利を行使して表現・報道のために裁判の記録の閲覧を求める者を含むと考えるべき」⁽¹⁹⁾とする注目すべき見解がある。

④思うに、現在のジャーナリズムをめぐる状況では、報道・取材等をして、閲覧制限の例外を認める「正当な理由」とすることは困難と思われる。例えば、犯罪報道等につきジャーナリズムが抱える人権問題が、憲法上の意義を有する訴訟記録の公開の足枷となっているのであれば、国民にとって不幸なことといわねばならない。いずれ最終的には、訴訟記録を含む公開裁判に関する情報の管理は、公権力によってではなく、民主社会の良識下に、国民自身による適正な管理(自己統治)によって図られなければならないであろう。そのために、ジャーナリズムは、訴訟記録に関する自らの取扱姿勢(自己責任)を、記録法上の義務付け(六条)に基づいてではなく、予め自己決定して、その内容の是非を国民に対して問いかけ、その理解を得る必要が

ある。それが、「報道の自由」等を閲覧制限の例外の「正当な理由」として容認すべきことを求めるジャーナリズムが本来まず果たすべき、国民に対する責務ではなからうか。そして、本件のような憲法上の「報道の自由」等とプライバシーの権利の調整という困難な課題には、法解釈論的な解決以上に、このような形で（民主社会における自己統治として）実践的なアプローチを模索していくことも妥当ではないかとも思われるのである。

【本件決定のその後の経過】

原告（閲覧請求人）から、本件決定（準抗告の一部棄却部分）につき、特別抗告が申し立てられた。しかし、平成十一年二月一五日、最高裁は、憲法八二条、二二条の各規定が刑事確定訴訟記録の閲覧を権利として要求できることまでを認めたものでないことは当裁判所の判例の趣旨に徴して明らかであるとして、特別抗告を棄却し、従来からの判例の趣旨を踏襲するものとなつた。⁽²⁰⁾⁽²¹⁾

(1) 記録法の制定経過については、梅田豊「刑事確定訴訟記録法と知る権利(四)」龍谷法学三〇巻一号(一九九七年)七七頁以下等を参照。

(2) 最高裁平成二年二月一六日決定・判例時報一三四〇号一四五頁。参照、日野田浩行「裁判公開と刑事確定訴訟記録の閲覧」芦部信喜ほか編『憲法判例百選II(第四版)』(有斐閣、二〇〇〇年)四一二頁以下。

(3) 日野田・前掲注(2)は、憲法上の「根拠づけは、…法律の公開制限規定を厳格に解釈する機能を果たすといえるが、限定解釈は必ずしも憲法上の基礎づけを必要とするものではない」とする。現在の、実務による刑法及び記録法の解釈運用に配慮して、憲法上の根拠づけが持つ、この(必然的な)限定解釈機能を重視したいと思う。

(4) 樋口陽一ほか『注釈日本国憲法(下)』(青林書院、一九八八年)一二九四～一二九五頁(浦部法穂執筆)。同旨、宮沢俊義(芦部信喜補訂)『全訂日本国憲法』(日本評論社、一九七八年)六九八頁、佐藤功『ポケット註釈憲法(新版)下』(有斐閣、一九八四年)一〇七九頁。但し、浦部教授は、「訴訟記録の公開と憲法」福島至編著『コンメンタール刑事確定訴訟記録法』(現代人文社、一九九九年)一九七頁以下で、「訴訟記録の閲覧権(訴訟記録の公開の要請)の憲法上の根拠について、…憲法八二条ではなく二一条にこれを求めるべきものと」して説を改めておられる(二〇九頁)。

(5) 杉原泰雄「憲法II統治の機構」(有斐閣、一九八九年)三九三頁。同旨、松井茂記「裁判を受ける権利」(日本評論社、一九九三年)三〇六頁、内野正幸「憲法解釈の論点

- (第三版)』(日本評論社、二〇〇〇年)一六二頁。
- (6) 佐藤幸治『憲法(第三版)』(青林書院、一九九五年)五四〇頁。なお、「法廷に出席し傍聴しメモをとる権利」に関してではあるが、憲法二二条一項と八二条一項との「掛け合わせ」を論ずる文脈という点で、奥平康弘『なぜ「表現の自由」か』(東京大学出版会、一九八八年)二六五頁も重要であると思われるので、ここに挙げておきたい。
- (7) 押切謙徳ほか『注釈刑事確定訴訟記録法』(ぎょうせい、一九八八年)二頁以下を参照。
- (8) 憲法三一条の解釈をめぐる学説の状況については、芦部信喜編『憲法III人権(2)』(有斐閣、一九八一年)九一頁以下(杉原泰雄執筆)を参照。
- (9) 佐藤・前掲注(6)五八七頁、四四八頁(括弧内の文言は引用者による)。こうした三一条に基づく刑事上の「人格的自律権(狭義)」の役割は、「刑事手続に対する国民の主体性の確保」には不可欠でありながら、三三条以下の刑事手続に関する具体的規定ではカバーできない諸権利を導くもの、として本稿では理解する。
- (10) 市川正人「刑事手続と憲法三一条」樋口陽一編『講座憲法学4権利の保障(2)』(日本評論社、一九九四年)二一〇頁。
- (11) 刑事手続(訴訟)における憲法(規定)の役割の増大について端的に表現した「憲法的刑事手続(訴訟)」の簡単な説明については、憲法的刑事手続研究会『憲法的刑事手続』(日本評論社、一九九七年)三頁以下、田宮裕『刑事訴訟法(新版)』(有斐閣、一九九六年)五頁、松尾浩也『刑事訴訟法上(新版)』(弘文堂、一九九九年)五〇六頁等を参照。
- (12) 前掲注(5)において、訴訟記録の公開のない「裁判の公開」を「絵に描いた餅」と評して、八二条の「裁判の公開」には訴訟記録の公開を当然に含むものとする松井茂記教授の学説等を、このような文脈で位置づけようと思う。
- (13) 日野田・前掲注(2)では、「『裁判を傍聴し取材する権利』は消極的情報収集権とも解されうる」のに対し、「(刑事)確定訴訟記録の閲覧権については、積極的情報開示請求権ととらえるべきであろう」とする。「積極的」という言葉については、「刑事手続に対する国民の主体性」確保の観点から理解したいと思う。
- (14) 棟居快行『憲法講義案I(第二版)』(信山社、一九九五年)一六二頁。但し、棟居教授は、当該文言を「裁判の公開」の意義を論ずる文脈で用いている。
- (15) 日野田・前掲注(2)。
- (16) 記録法の制定が、訴訟記録の閲覧よりも、その保管・保存を求めることが契機となっていたこともその要因としてあるのであろうか。参照、竹澤哲夫「刑事確定訴訟記録法案について」ジュリスト八八六号(一九八七年)七二頁以下。
- (17) 逆に、判決の採った判断方法に対して批判的な立場と

して、名取俊也「本件評釈」研修五九〇号（一九九七年）二三四頁以下を参照。

(18) 本件のような類型とは別に、典型的な事件として、関連事件の弁護人が検察官手持証拠の開示等の目的で閲覧請求した事例もある。このような事例については、刑法上の当事者主義構造の観点から検察官による不許可処分の妥当性を疑問視するものがある。参照、葛野尋之「刑事確定訴訟記録閲覧請求拒否事件をめぐって」一橋論叢一〇六卷一号（一九九一年）四二頁以下。

(19) 松井茂記「裁判記録の公開」堀部政男編「情報公開・個人情報保護」(有斐閣、一九九四年)六九頁。同旨、福島編・前掲注(4)一一六頁。

(20) 当該最高裁決定は、公刊物(判例集)には未掲載であるために、福島編・前掲注(4)三四三頁にある記述に依った。

(21) 刑事確定訴訟記録の一般公開については、既に引用したものの他に、龍谷大学社会科学研究所共同研究「刑事確定訴訟記録法と知る権利(一)〜(六)・完」龍谷法学二九卷四号二四頁以下、同四七頁以下、三〇卷一号五九頁以下、同七七頁以下、三〇卷三号六九頁以下、同八三頁以下（一九九七年）が比較的詳しい。その他に、松井茂記「アメリカにおける裁判の公開と裁判記録の公開」阪大法學四三卷二〇三号（一九九三年）二八五頁以下、寺崎嘉博「刑事手続における情報の管理と公開」ジュリスト一一四八号（一九九

九年）二二二頁以下、浅香吉幹「アメリカにおける裁判記録の保存・利用」ジュリスト一〇八〇号（一九九五年）一〇一頁以下、特集「刑事司法情報の保存と公開」刑法雑誌三八卷三号（一九九九年）三八頁以下等が参照に値する。